

平安朝の朗詠常用曲

青柳隆志

一、はじめに

平安朝を通じて、「朗詠」に用いられた詩句は数多い。それらの多くは『和漢朗詠集』『新撰朗詠集』に載るが、その他にも白詩を中心とした多様な句が「朗詠」されたらしいことは、『枕草子』『源氏物語』等に見る通りである。^①

しかし、「朗詠」が宴遊の歌謡として定着するにつれ、その詩句は次第に固定化され、特定の曲が繰り返し用いられるようになる。このことは「朗詠」自体が、随意の詩句を自由に吟誦するものから、一定の形式を備えた音楽的歌謡へと変化したことを示している。

では、実際にそのような「朗詠」曲として用いられたのはどのような詩句であつたのだろうか。これについて、諸先^②字はひとしく、所謂『源家朗詠七首』を具体例として挙げている。

- 極楽尊 ●第一第二 ●羅綺重衣 ●八月九月 ●春過夏蘭
- 傅氏巖嵐 ●德是北辰 私注 謂之根本七首朗詠歟

(朗詠九十首抄)^③ 流布本卷末所載 根本源家所詠朗詠)

この七首は、源雅信(九二〇〜九九三)にはじまる源家古来の朗詠曲とされ、いずれも極めて著名な詩句である。

しかし、管見によれば、このうち、『和漢朗詠集』に載らない、「德是北辰」以外の句は、平安朝を通じて、実際に朗詠された記録がごくわずかしかない。^④ 従つてこの七首を直ちに「朗詠」の代表曲と見なすことは、必ずしも実情にそぐわないのである。

これに対し、平安朝の朗詠の記録を通覧すると、宴遊等における「朗詠」曲の種類はきわめて限定されていることがわかる。それは平安朝の全期間を通じて、ほぼ次の五曲に集約される。^⑤

- ① 『嘉辰令月歡無極 万歳千秋楽未央』(『和漢朗詠集』祝七七四 謝偃)

- ② 『東岸西岸之柳 遅速不同 南枝北枝之梅 開落已異』

- (『和漢朗詠集』早春 一一 慶滋保胤)

- ③ 『新豊酒色 清冷於鸚鵡之盆中 長楽歌声 幽咽於鳳皇

- 之管裏』(『和漢朗詠集』酒 四七九 公乘億)

- ④ 『德是北辰 椿葉之影再改 尊猶南面 松花之色十廻』

- (『新撰朗詠集』帝王 六一五 大江朝綱)

⑤ 『隆周之昭王穆王曆數永 吾君又曆數永 本朝之延曆延

喜胤子多 吾君又胤子多』(『新撰朗詠集』帝王 六一六

藤原伊周)

この五曲は、恒例・臨時の宴遊において事あるごとに用いら
れ、いわば「朗詠常用曲」として、他の曲を超えて重んじられ
たと推定される。では、これらの曲はどのような経緯から、そ
のような位置を占めることになったのであろうか。

本稿で私は、「朗詠」の歌謡化に大きく寄与したと見られるこ
れら五曲の実演記録の検討を通して、平安朝の「朗詠」の具体
的なありようを探ることとする。

二、嘉辰令月

「嘉辰令月」は、平安朝に限らず、あらゆる「朗詠」句の中で
最も頻繁に用いられた曲である。【表1】に見るように、後世の
『朗詠譜本』にも多く巻頭句として掲げられ、常用五曲の中でも
とりわけ代表的な句として扱われていたことが知られる。

しかし、この句の出典自体は、必ずしも明白ではない。まず
『和漢朗詠集』の注記には「謝優 雜言詩」とあるが、この句は
『全唐詩』に見えず、謝優の作であるかどうか、確証はない。

これに対し、『朗詠江注』で知られる大江匡房(一〇四一〜一
一一一)は、『江談抄』中に次の別説を伝えている。

○佳辰令月歡無極 万歳千秋樂未央 謝任 雜言詩

此詩蹈歌詩也。古塔瓦銘、有「万歳千秋樂未央」字。今案

件文見『唐神州三寶感通錄上』。件録云、「仁壽二年正月、

復分布舍利五十三州、至四月八日、同年時下其州、如左云

【表1】 朗詠常用曲と「朗詠譜本」

| | | | | | |
|------|------|------|----------|----------|---------------|
| 隆周昭王 | 德是北辰 | 新豊酒色 | 東岸西岸 | 嘉辰令月 | 朗詠要抄 因空本 |
| / | / | / | / | 38 | 朗詠要集 |
| / | 48 | 44 | 1 | / | 朗詠要抄 円珠本 |
| 54 | 34 | 3 | 2 | 1 | 九十首抄 後崇光院本 |
| 56 | 31 | 3 | 2 | 1 | 九十首抄 流布本 |
| 77 | 46 | 3 | 2 | 1 | 陽明文庫本 朗詠譜 |
| 90 | 57 | 3 | 2 | 1 171 | 金沢文庫本 朗詠譜一 |
| / | 12 | / | 1 | 14 | 金沢文庫本 朗詠譜二 |
| / | / | / | (4) 1 | (1) 2 | |

々。其中梨州塔地下瓦文、「千秋樂」云々。件録、唐麟徳
元年、終南山釋氏所撰也(巻四 詩事)

右の銘文は、現存する『集神州三寶感通錄』(唐南山僧道宣
著)および『廣弘明集』(同)においても確認される。

○仁壽三年(六〇二)正月復分布舍利五十三州……黎州
地下瓦文「千秋樂」(『集神州三寶感通錄』上 振旦神州佛舎
利感通序)

○黎州表云「堀基安舍利塔、於地下得一瓦、銘云「千秋萬歳
樂未央」(『廣弘明集』巻一七 佛徳篇第三之三 慶舍利
感應表)

本朝でも、この銘文は早くから知られていたらしい。例えば、
寛弘二年(一〇〇五)十二月二日、大江匡衡の書いた浄妙寺の
塔の願文(藤原道長発願)中には、次の記述がある。

○古之塔瓦文、有「万歳千秋楽未央」之七字。推其「楽」字之趣、感涙難禁。現世則天下太平、理世安樂之樂、後世亦地下拔苦、往生極樂之樂也。弟子所願、已同瓦文。

〔本朝文粹〕卷一三 願文上 供養同寺塔願文

つまり、この句の下句「万歳千秋楽未央」という表現は、一般にはむしろ仏徳説話に関わるものとして理解されていたのである。

更に、「江談抄」はこの句を「踏歌詩也」とも記している。「踏歌」は、唐土の風を模したもので、本朝では、例年正月十五日（男踏歌・十六日（女踏歌））に行われるが、ここでは、唐詩風の祝言句（七言）が、「万春楽・千春楽」等の囃し言葉と共に、列参の人々によって群詠された。

○萬春樂・々々々・々々々

我皇延祚億千齡萬春樂 元正慶序年光麗萬春樂

延曆佳朝帝化昌萬春樂 百辟陪筵華幄内天人感呼

千般作樂紫宸場萬春樂 〔朝野群載〕卷二一 雜文上

また、この七言句は、漢文音読の形で唱えられるのが例であった。

○はんすんらく一段くわんえんそうおくせんねん二段くゑんせいくゑうねんくわうれい三段〔河海抄〕卷一〇 初音

「嘉辰令月」の句は、現存する踏歌章曲の中には見えない。しかし、同句の内容は君徳を頌する踏歌の七言句としてもまことに相応しく、これを源拠とする可能性も決して低くはない。このことに関しては、早く折口信夫に、「朗詠」自体を「踏歌」から生じたものとする見通しがあるが、特にこの句は、あらゆる

「朗詠」曲のなかで唯一、音読の形で唱われる曲なのであり、そこにはやはり「踏歌」の影響が認められよう。

このように、「嘉辰令月」は、性格の異なった複数の出典によって知られる、極めて特異な佳句であった。そのことが、この句を早くから「朗詠」曲として特に重んじさせる背景となったと考えられる。

この句の「朗詠」の初見は、安和二年（九六九）一月二日、小野宮関白太政大臣藤原実頼の邸で行われた宴遊である。

○村上うせおはしましてまたのとし、をのゝみやに人々まいり給て、いと臨時客などはなければど、「嘉辰令月」などうち誦せさせ給次に、一条の左大臣、六条殿など拍子とりて、席田うちいでさせ給けるに〔大鏡〕卷六 昔物語／「文机談」二にも出

〔表2〕「嘉辰令月」の朗詠記録一覧（※は朗詠者複数あり）

| 西曆 | 朗詠の場 | 朗詠者 | 西曆 | 朗詠の場 | 朗詠者 |
|------|------|------|------|------|------|
| 九六九 | 大臣宴遊 | 源雅信※ | 一一〇三 | 五夜産養 | 藤宗忠※ |
| 一〇〇八 | 天皇行幸 | 藤斉信※ | 〇四 | 臨時客 | 藤宗忠 |
| 一一 | 親王着袴 | 不詳 | 〇四 | 魚味始 | 藤宗忠 |
| 一一 | 参賀 | 勸学院衆 | 〇五 | 親王着袴 | 藤敦宗 |
| 二二 | 参賀 | 勸学院衆 | 〇六 | 参賀 | 勸学院衆 |
| 二五 | 太后大饗 | 藤斉信か | 一一 | 臨時客 | 藤宗忠 |
| 八一 | 臨時客 | 源経信 | 一二 | 臨時客 | 藤宗忠 |
| 八一 | 着袴 | 源経信 | 一二 | 参賀 | 勸学院衆 |
| 八一 | 七夜産養 | 源経信 | 一三 | 臨時客 | 藤宗忠 |
| 九五 | 臨時客 | 源経信 | 一五 | 参賀 | 勸学院衆 |
| 九五 | 百日祝 | 不詳 | 一八 | 臨時客 | 藤宗忠 |

| 西曆 | 朗詠の場 | 朗詠者 |
|-----|------|------|
| 一一八 | 參賀 | 勸学院衆 |
| 一一八 | 婚儀賀宴 | 藤宗忠 |
| 一八 | 渡御賀宴 | 藤宗忠 |
| 一九 | 三夜産養 | 藤宗忠※ |
| 一九 | 九夜産養 | 藤宗忠 |
| 二〇 | 臨時客 | 藤宗忠 |
| 二二 | 三夜産養 | 源能俊※ |
| 二四 | 三夜産養 | 藤為隆※ |
| 二四 | 九夜産養 | 藤宗忠※ |
| 二七 | 三夜産養 | 藤宗忠 |
| 二九 | 魚味始 | 藤宗忠 |
| 三〇 | 作文 | 藤敦光※ |
| 三一 | 臨時客 | 藤宗忠 |
| 三二 | 五節淵醉 | 源師俊 |
| 三三 | 臨時客 | 藤宗忠 |
| 三五 | 臨時客 | 藤宗忠 |
| 三六 | 參賀 | 勸学院衆 |
| 三八 | 一種物 | 藤公能 |
| 三九 | 三夜産養 | 藤伊通 |
| 四三 | 着袴 | 藤経宗 |
| 五〇 | 讀書始 | 藤公能 |
| 五五 | 讀書始 | 藤範兼 |
| 五七 | 參賀 | 勸学院衆 |
| 五七 | 着袴 | 藤重通 |
| 五七 | 法楽 | 不詳 |
| 五八 | 參賀 | 勸学院衆 |
| 六七 | 五節淵醉 | 藤光雅 |

| 西曆 | 朗詠の場 | 朗詠者 |
|------|------|------|
| 一一六七 | 讀書始 | 藤永範 |
| 六八 | 臨時客 | 源資賢※ |
| 六八 | 清暑堂 | 藤宗家 |
| 六九 | 五節淵醉 | 藤実宗 |
| 六九 | 五節淵醉 | 藤光雅※ |
| 七二 | 臨時客 | 不詳 |
| 七二 | 着袴 | 藤宗家 |
| 七六 | 着袴 | 藤宗家※ |
| 七七 | 着袴 | 藤宗家※ |
| 七八 | 作文 | 不詳 |
| 七八 | 三夜産養 | 藤師長 |
| 七八 | 九夜産養 | 源資賢※ |
| 七九 | 參賀 | 勸学院衆 |
| 八二 | 清暑堂 | 源資時※ |
| 八二 | 清暑堂 | 藤実定 |
| 八三 | 臨時客 | 藤宗家 |
| 八六 | 參賀 | 勸学院衆 |
| 八七 | 臨時客 | 藤良通※ |
| 八七 | 作文 | 藤兼光 |
| 八七 | 作文 | 藤公衡 |
| 九〇 | 參賀 | 勸学院衆 |
| 九〇 | 五節淵醉 | 藤定能 |
| 九一 | 五節淵醉 | 藤隆房 |
| 九一 | 大将賀宴 | 藤定能 |
| 九一 | 五節淵醉 | 藤隆房 |
| 九二 | 百日祝 | 藤泰通 |

この宴遊は、『大鏡裏書』によれば、故村上帝（前々年崩御）の「奏曲之倫」による先帝追慕の樂遊であるが、これを契機として、正月二・三日に行われる大臣家の「臨時客」において、「朗詠」がしばしば用いられるようになる。その際の曲として、「嘉辰令月」は第一に重んじられた。特に、院政期に入ると、

○永保元年（二〇八一）一月二日【関白藤原師実臨時客】

三獻：次予（源経信）出青柳、次出「佳辰令月」【帥記】

○嘉保二年（二〇九五）一月三日【関白藤原師通臨時客】

三獻：帥卿（源経信）執拍子、哥催馬楽、安和尊・席田・

□□（朗詠カ）「令月」之句（中右記）

をはじめ、「表？」の如く、ほぼ例年の「臨時客」において、この曲が用いられている。後世の「朗詠譜本」がこれを「春部臨時客」部の冒頭に据えるのも、その実情を反映しているよう。

この曲はまた、皇室または貴族の子女の誕生・成育儀礼における祝賀の曲としても頻繁に用いられた。

○寛弘八年（二〇一一）二月二八日【敦良親王着袴】

巡行數度……時々有朗詠「徳辰令月」之句也。天曆六年皇太子（憲平親王）着袴之時有朗詠。依朱雀院御事人々心喪。然而非太子服限之外、亦時非諒闇、仍有朗詠、亦以無妨歟。【權記】

はその初例であるが、後には、

○永保元年（二〇八一）四月二三日【禎子内親王七夜産養】

第二獻後、殿下（藤原師実）宣云「可有朗詠歟」。頻有氣色。予（源経信）詠「佳辰令月」一兩度了。【帥記】

○長治元年（一一〇四）八月一日【宗仁親王魚味始】

五獻……此間可有朗詠之由有其氣色、下官（藤原宗忠）朗

詠、「佳辰令月」・懷（徳カ）是北辰」之句二兩度（〔中右記〕）

○久安六年（一一五〇）四月二八日【藤原頼長子読書始】

三獻……依余（藤原頼長）命、（藤原）公能卿朗詠「令月」

二遍「徳是」一遍「台記」

のように、誕生直後の「産養」（特に三夜・九夜）や「魚味始」・「読書始」などの行事にも応用された。「嘉き辰」「令き月」という表現の賀意が、こうした行事での「朗詠」に適應したのであろう。

さらにこの曲は、所謂「勸学院歩」においてほぼ独占的に用いられた曲でもあった。「勸学院歩」は、藤原氏の慶事に勸学院学生が徒列参賀する儀礼であるが、その饗宴の際、学生がこの句を群詠したことが、早くから見える。

○治安元年（一一〇二）八月二二日【藤原実資第勸学院歩】

四獻了居復飯。次撒饗……先是朗詠誦「万歳千秋」（〔小右記〕）

○治安三年（一一〇三）二月七日【同・寄封悦申参入】

四獻……次居後飯畢。其後朗詠度々、詠「万歳千秋」畢

（同）

この、多数の学生が列参し、詩句を群詠するというありようは、前述の「踏歌」の方法に近似する。ここに専ら「嘉辰令月」が用いられることは、『江談抄』の「踏歌」淵源説とも符合する。以上のように「嘉辰令月」は多様な場面で用いられた曲であるが、その唱法にはまた、他の曲には見られない独特の点が多い。

周知の如く、この曲は、次のように三反に分けて唱われる。

①・令月欲無極 万歳千秋楽未央

②嘉辰令月欲無極 万歳千秋楽未央

③……欲無極 万歳千秋楽未央

詩句の冒頭を略するというこの唱法はこの曲特有のものである

が、更に初期には、その主唱句はむしろ、下句の「万歳千秋楽未央」であったと思われるふしがある（前掲勸学院歩参照）。

○寛弘五年（一一〇八）一月二六日【一条帝土御門行幸】

左衛門の督（藤原齊信）など、「萬歳楽千秋楽」と、もろ

ごゑに誦じて……（『紫式部日記』）／『栄華物語』はつはなに

も出

○万寿二年（一一二五）一月二三日【皇太后妍子大饗】

「なにか、今日は『万歳千秋』をぞいふべき」（『栄華物語』²²

わかばえ）

前述の如くこの下句は「古塔瓦文」として知られており、古くは寧ろ「万歳千秋」の句として朗詠されていた可能性が高い。

また、この曲を「嘉辰」ではなく「令月」と称する例も、前

掲の嘉保二年（一一九五）臨時客の記録以後数多いが、特に、

○元永二年（一一一九）五月三〇日【顯仁親王三夜産養】

三獻……予（藤原宗忠）依殿下（藤原忠実）命、朗詠「令

月欲無極」「徳是北辰」之句再三（〔中右記〕）

のような記し方が見られることからすると、「令月」を歌い出しとする唱法は、院政期の頃には既に確立していたものと見られる。

また、この曲は、全朗詠曲中唯一の「音読」曲であることが知られるが、このことは、特に、「勸学院歩」の朗詠記録におい

て注意されてきた。

○永久三年(一一一五)六月一七日【藤原忠通第勸学院歩】

三獻了、學生朗詠「佳辰令」也。音句誦也(『殿曆』)

○保延二年(一一三六)二月二日【藤原頼長勸学院歩】

三獻……次朗詠「佳辰令月」三度二度音一度誦(『台記』)

○文治二年(一一八六)六月二〇日【藤原兼実第勸学院歩】

三獻……此間學生發朗詠「嘉辰令月」二反。初度加「佳辰」之兩

字。第二反略之。已上用音。第三反用訓音(『玉葉』)

最後の例は夙に先学の指摘する著名なものであるが、ここに見るように、「勸学院歩」では、まず音誦をし、後に訓誦を添える形でこの句を朗詠する。このことは、「嘉辰令月」の朗詠があくまで「音誦」を主とするものであったことを示しており、それは同じく漢文直読の形態を持つ「踏歌」のありように照応する。このように、「嘉辰令月」は、歌謡としての古い淵源と、独特の唱法を持つ、常用曲中でも極めて特異な「朗詠」曲なのである。

三、東岸西岸・新豊酒色

「東岸西岸」・「新豊酒色」は、共に『和漢朗詠集』に採られ、また、後世の『朗詠譜本』では、「嘉辰令月」に次いで第二・第三(春部臨時客)に据えられる。共に「嘉辰」ほどの使用例はないものの、同じく平安朝の代表的「常用曲」であったことは疑いない。

まず「東岸西岸」は、『本朝文粹』巻八に見える、慶滋胤胤(九三〇頃～一〇〇二)の詩序の一部である。

○夫春之爲氣也。地之爲形也。草木是毛髮、春雨沐而綠深。

水泉亦血脈、曉冰消而波暖。至于彼東岸西岸之柳、遲速不

同、南枝北枝之梅、開落已異、不是春王之有私、誠任陰土

之自然也。方今梁園樂春、鄧客歌雪。中有巴人、猥作唱首

云爾。(詩序一 時節 早春同賦春生逐地形)

この詩序の書かれた時点は、必ずしも明確ではない。しかし、

保胤の活躍期である円融朝〜一条朝の所作とすれば、『和漢朗詠集』に比較的近い頃の作ということになる。

この句の朗詠は、「嘉辰」に比してかなり遅く、寛治四年(一〇九〇)一月二日、撰政藤原師実の臨時客の記事中に初めて見える。

○今日拍子民部卿(源経信)也新年二反・青柳一反・朗詠「東岸西

岸」之句(『中右記』)

「東岸西岸」は、『和漢朗詠集』では「早春」部に属し、東から芽ぐむ春の柳、南枝から咲く大庾嶺の梅を題材に、春の到来を祝う句である。このため同句は、【表3】のように、専ら正月の「臨時客」に限って用いられ、他の曲のように多様な場面に応用されることがない。つまり、この句の場合、詞章の内容が朗詠の機会を限定しているのである。そして「臨時客」においても、この句は後述の「新豊酒色」と共に、「嘉辰」等の朗詠の後に置かれるのが常であった。

○天永二年(一一一一)一月二日【撰政藤原忠実臨時客】

五獻……予(藤原宗忠)依仰朗詠「佳辰令月」句、又

「德是北辰」之句數反……六獻……重又朗詠「東岸西岸」之句

(『中右記』)

【表3】「東岸西岸」の朗詠記録一覧

| 西暦 | 朗詠の場 | 朗詠者 | 西暦 | 朗詠の場 | 朗詠者 |
|------|------|-----|------|------|------|
| 一〇九〇 | 臨時客 | 源経信 | 一一三五 | 臨時客 | 藤宗忠 |
| 一一〇四 | 臨時客 | 源国信 | 四二 | 清暑堂 | 藤伊通 |
| 一一 | 臨時客 | 藤宗忠 | 六七 | 臨時客 | 藤宗家※ |
| 一一三 | 臨時客 | 藤宗忠 | 六八 | 臨時客 | 源資賢 |
| 二〇 | 臨時客 | 藤宗忠 | 七二 | 臨時客 | 不詳 |
| 三一 | 臨時客 | 源能俊 | 八三 | 臨時客 | 藤宗家 |
| 三三三 | 臨時客 | 藤宗忠 | 八七 | 臨時客 | 藤定能※ |

この曲の唱法は、那曲の二つの家柄である「藤家」と「源家」において、それぞれ異なっていたらしい。

○文治三年（一一八七）一月三日【撰政藤原兼実臨時客】

次（藤原）定能卿詠「東岸西岸」不用宗忠之説、詠資賢説如何。無其謂事歟（『玉葉』）

藤原宗忠（一〇六二〜一一四一）・源資賢（一一一三〜一一八八）は、両家を代表する「朗詠者」であるが、その唱法の違いについては、早く宗忠が源家の「東岸西岸」の際に、

○長治二年（一一〇四）一月三日【右大臣藤原兼実臨時客】

源中納言（源国信）朗詠又「東岸」之句・「西岸」之句（『中右記』）

と記しており、これによれば、源家では、「東岸」から唱い、次は「西岸」から唱う、という方法を用いていたものと思われる。この唱法は、鎌倉期の『陽明文庫朗詠譜』²⁶にも、

○東岸西岸ノヤナキ・遅速ヲナシカラス・南枝北枝ノムメ・

開落ステニコトナリ・反度ハ、ヤ、西岸ノヤナキ（二番）

のように見える。特に、第二反の冒頭に「ヤ」という囁し言葉が入るのは、「小柳ぶし」と言われる源家朗詠の特徴であり（『梁塵秘抄口伝集卷十二』²⁷）、これが源家の流儀であることが裏付けられる。

次に「新豊酒色」は、『和漢朗詠集』の注記によれば、晩唐の詩人、公乘億の作になる「送友（人）帰大梁賦」の一節である。但し公乘億の賦そのものは現存しておらず、確証はないが、大江匡房の『朗詠江注』²⁸（菅原長親校「和漢朗詠集」書入）には、

○新豊酒色 清冷於鸚鵡之盃中 長樂歌声 幽咽於鳳凰之管裏送友人賦 公乘億 件賦、送友人之歸大梁。非送友人而歸大梁。其意、見於賦中（『江談抄』六にも出）

とあり、平安朝には、その存在が確認されていたことがわかる。同句は、『和漢朗詠集』では「酒」部に属し、「盃酌興」（朗詠要集）の句として知られた。特に、句中の「鸚鵡之盃」（鸚鵡貝製の酒杯）は、平安の人士に珍重されたものらしく、古くは宴席にこの盃がある場合に限って同句が朗詠される例であった。

○寛弘七年（一〇一〇）一月一日【敦良親王五十日祝】

其後、立御酒臺、竹臺上置鸚鵡御酒盃……此間、中宮大夫（藤原齊信）咏「新豊酒色」、合衆人声（『御堂関白記』）

○元永元年（一一一八）六月一日【藤原顕季人丸影供】

初獻、侍人等持鸚鵡盃并小銚子等……鸚鵡盃珍重之由、人々談之。予（藤原敦光）出朗詠云「新豊酒色」云々（『柿本影供記』）

これに対し、この曲が公宴の常用曲としても用いられるよう

【表4】「新豊酒色」の朗詠記録一覧

| 西曆 | 朗詠の場 | 朗詠者 | 西曆 | 朗詠の場 | 朗詠者 |
|------|------|-----|------|------|------|
| 一〇二〇 | 五十日祝 | 藤齊信 | 一一六七 | 臨時客 | 藤宗家※ |
| 一一一八 | 臨時客 | 藤長忠 | 六八 | 臨時客 | 源資賢 |
| 一八 | 人丸影供 | 藤敦光 | 七二 | 臨時客 | 不詳 |
| 二〇 | 臨時客 | 藤長忠 | 八七 | 臨時客 | 藤定能※ |
| 二二 | 三夜産養 | 藤長忠 | 九〇 | 五節洲醉 | 藤隆房 |
| 三三 | 臨時客 | 藤宗忠 | | | |

になったのは石山大藏卿藤原長忠（一〇五八〜一二二九）の朗詠に拠る所が大きい。長忠は、元永元年（一一二八）一月二日、関白藤原忠実の臨時客で、初めて「新豊酒色」を朗詠する。

○三獻……予依仰（藤原宗忠）執拍子……朗詠「令月」・「徳是北辰」句等……四獻……左大辨（藤原長忠）依仰朗詠

「新豊酒色」之句（〔中右記〕）

長忠は以後も、この曲を繰り返し用いており、これを自らの「持ち歌」としていたことが知られる。

○保安元年（一一二〇）一月二日【関白藤原忠実臨時客】

四獻……左大辨（藤原長忠）朗詠「新豊酒色」句（〔中右記〕）

○保安三年（一一二二）六月二七日【禧子内親王三夜産養】

二獻之後、朗詠……次、左大辨（藤原長忠）朗詠、先「徳是北辰」……次「新豊酒色」……但此句無先例歟。可尋之（〔祭資記〕）

楽家の出身ではない藤原長忠が、先例の乏しいこの曲を、公

宴で専ら朗詠し得た理由は詳らかでないが、これ以後、【表4】に見るように、この曲はほぼ「臨時客」の専用曲となった。このような過程を経て、「新豊酒色」は、単なる酒宴の余興句から、「常用曲」へと変化したのである。

四、徳是北辰・隆周之昭王穆王

「徳是北辰」・「隆周之昭王穆王」は、以上の三曲とはかなり様相を異にする。まずこの両句は、『和漢朗詠集』に見えず、いずれも『新撰朗詠集』帝王部に載る句である。このことは、これらの句が、『和漢朗詠集』の頃には未だ「朗詠」句として意識されていなかったことを示している。また、後世の『朗詠譜本』でも、この両句はそれぞれ、「五節」・「后産」部（註）に属し、先の三曲とは明らかに異なる扱いを受けている。さらに、朗詠記録の上でも、これらの曲の初見は、他の曲に比してかなり遅れている。こうした点から見ると、この両曲は、先の三曲に対して、後から付け加わった、新規の曲であると考えられる。

まず「徳是北辰」は、承平二年（九三二）一月二二日、朱雀帝の内宴の際、大江朝綱（八八六〜九五七）の書いた詩序の一部である。その本文は『本朝文粹』巻九に見える。

〔前略〕方今聖德滂流、施仁成化。當九春之初月、占萬年之久芳。乃知撫民之期、海田屢變、膺凶之運、陵谷頻遷。徳是北辰、椿葉之影再改、尊猶南面、松花之色十廻。豈只天意乎、抑亦人之望也。臣謬登赤陛、應歸紅塵。昔秦人之入洞也、留而得仙。晉客之訪花也。去而遺悔。徘徊失歩、何方爲南云爾。謹序。（詩序二 侍内宴賦聖化万年春、應製）

【表5】「徳是北辰」の朗詠記録一覧

| 西曆 | 朗詠の場 | 朗詠者 | 西曆 | 朗詠の場 | 朗詠者 |
|------|------|------|------|------|------|
| 一一〇三 | 五夜産養 | 藤宗忠※ | 一一五〇 | 読書始 | 藤公能 |
| 〇四 | 魚味始 | 藤宗忠 | 六七 | 私宴 | 仏御前 |
| 〇八 | 清暑堂 | 藤宗忠 | 六八 | 臨時客 | 源資賢※ |
| 一一 | 臨時客 | 藤宗忠 | 六八 | 清暑堂 | 藤宗家 |
| 一二 | 臨時客 | 藤宗忠 | 七二 | 着袴 | 藤宗家※ |
| 一三 | 臨時客 | 藤宗忠 | 七四 | 今様合 | 藤師長 |
| 一五 | 侍読拜謁 | 菅在良 | 七六 | 着袴 | 藤宗家※ |
| 一八 | 臨時客 | 藤宗忠 | 七七 | 着袴 | 藤宗家※ |
| 一八 | 婚儀賀宴 | 藤宗忠 | 七八 | 作文 | 不詳 |
| 一九 | 渡御賀宴 | 藤宗忠 | 七八 | 三夜産養 | 藤師長※ |
| 一九 | 三夜産養 | 藤宗忠※ | 七八 | 九夜産養 | 源資賢 |
| 一九 | 九夜産養 | 藤宗忠 | 八二 | 清暑堂 | 源資時※ |
| 二〇 | 臨時客 | 藤宗忠 | 八二 | 清暑堂 | 藤光能 |
| 二二 | 三夜産養 | 藤長忠※ | 八三 | 臨時客 | 藤宗家 |
| 二三 | 清暑堂 | 不詳 | 八七 | 作文 | 藤隆房 |
| 二四 | 三夜産養 | 源能俊 | 八七 | 作文 | 藤公時 |
| 二四 | 九夜産養 | 藤宗忠※ | 九〇 | 参賀 | 勸学院衆 |
| 二七 | 三夜産養 | 藤宗忠 | 九〇 | 五節淵酔 | 藤定能 |
| 二九 | 魚味始 | 藤宗忠 | 九一 | 大将賀宴 | 藤定能 |
| 三一 | 臨時客 | 藤宗忠 | 九一 | 五節淵酔 | 藤隆房 |
| 三九 | 三夜産養 | 藤伊通 | 九二 | 百日祝 | 藤泰通 |

【表6】「隆周之昭王穆王」の朗詠記録一覧

| 西曆 | 朗詠の場 | 朗詠者 | 西曆 | 朗詠の場 | 朗詠者 |
|------|------|------|------|------|------|
| 一一〇三 | 五夜産養 | 藤宗忠※ | 一一七八 | 三夜産養 | 藤師長※ |
| 一八 | 殿上淵酔 | 藤伊通 | 七八 | 九夜産養 | 源資賢※ |
| 二四 | 三夜産養 | 藤為隆※ | 八七 | 作文 | 藤公時 |
| 二四 | 九夜産養 | 藤為隆※ | 九〇 | 五節淵酔 | 藤定能 |
| 三九 | 三夜産養 | 藤伊通 | 九一 | 五節淵酔 | 藤隆房 |
| 六八 | 清暑堂 | 藤宗家 | | | |

中に置く。しかし、既に柳澤良一氏の指摘する如く、この句の朗詠は康和五年（一一〇三）一月二〇日、宗仁親王の五夜産養において行われたのが最初で、それ以前には遡り得ない（「隆周之昭王穆王」も同じ）。

○四獻……予（藤原宗忠）持拍子歌催馬楽安和尊・席田、帥中納言（藤原季仲）、予、互以朗詠「佳辰令月」句・「徳是北辰」句等、又「隆周昭王穆王」句（中右記）

この新しい朗詠曲が、急速に「常用曲」の位置を占めるに至ったのは、藤家の「朗詠者」藤原宗忠の徹底した「朗詠」に拠る所が大きい。【表5】に見るように、初期の「徳是北辰」朗詠はほぼ宗忠の独壇場である。しかも宗忠は、右の「五夜産養」をはじめ、

○長治元年（一一〇四）八月一日【宗仁親王魚味始】

五獻……此間可有朗詠之由有其気色、下官（藤原宗忠）朗詠、「佳辰令月」・「懐（徳カ）是北辰」之句二両度（中右記）

○天永二年（一一一一）一月二日【摂政藤原忠実臨時客】

同句は、帝徳を讃仰し、その千万年の長寿を祈る祝賀の句として、「嘉辰令月」同様、あらゆる宴遊において用いられた著名なものである。前述のように、源家ではこれを「根本七首」の

五獻……予（藤原宗忠）依仰朗詠「佳辰令月」句、又「德是北辰」之句數反……六獻……重又朗詠「東岸西岸」之句

（同）

○元永元年（一一一八）一月一日【藤原忠通婚儀賀宴】

人々淵醉。予（藤原宗忠）有朗詠、「佳辰令月」「德是北辰」等之句、數度令詠之（同）

のように、誕生・成育の儀礼や、正月「臨時客」など、前述の「嘉辰令月」が常用される場面において、あたかも一対の曲のようにこれを用いている。つまり宗忠は、この曲を、「嘉辰令月」と同格の祝言句として新たに意識し、事あるごとにこれを併せ用いることで、宴遊における朗詠曲の充実を図ったものと推定される。その結果、以後この曲は、先の三曲を凌駕する勢いで定着し、「東岸」「新豊」等の、演奏機会の限定される曲を抑えて、「常用曲」として欠くべからざるものにまで成長したのである。

なお、この曲は『朗詠譜本』では、「五節」に属するが、平安朝の五節の「殿上淵醉」等において、この曲が専ら用いられた形跡はなく、疑問が残る。『朗詠九十首抄』の注記にも、

○此句不限五節、不選四季公宴、常用之如「令月」句、祝言句也。

とあり、このことは、朗詠記録の上からも裏付けられる。

次に、「隆周之昭王穆王」は、五曲中最も新しく、寛弘五年（一〇〇八）十二月二十日、一条天皇の第二皇子、敦成親王の百日祝に、藤原伊周（九七四〜一〇一〇）の書いた和歌序の一部である。その全文は『本朝文粹』巻十一に見える。

第二皇子、百日嘉辰、合宴於禁省矣、外祖左丞相以下、卿士大夫、侍座者濟濟焉。望龍顏於咫尺、酌鸞觴於獻酬。醉恩之餘、私相語云。「隆周之昭王穆王曆數長焉。我君又曆數長焉。本朝之延曆延喜胤子多矣、我君又胤子多矣」。康哉帝道、誰不歡娛。請課風俗。將獻壽詞、云爾。

（和歌序附序題 一条院御時、中宮御産百日和歌序）

この句は、中宮彰子所産の皇子誕生を賀して、一条天皇の弥栄を、周の昭王・穆王（在位五十年余）、本朝の桓武・宇多帝（多産）にことよせて予祝したものである。その句の性格上、「臨時客」等で用いられることはなく、【表6】の如く、前掲康和五年（一一〇三）宗仁親王の五夜産養以後、主に皇子誕生に伴う儀礼で朗詠された。

○天治元年（一一二四）六月一日【通仁親王三夜産養】

爰可獻朗詠之由催有、仍予（藤原為隆）獻「佳辰令月」句。大夫（源）能俊卿共詠。次予重詠「令月」之句。大夫又詠「德是北辰」之句。下官又獻「隆周昭王穆王曆數長」之句（永昌記）

○天治元年（一一二四）六月七日【通仁親王九夜産養】

次四獻……此間朗詠。藤大納言（藤原宗忠）被詠「佳辰令月」「德是北辰」等句及再三予（藤原為隆）合詠……次予詠「隆周昭王穆王」句、納言（宗忠）合詠兩三廻（同）

藤原宗忠は、右の九夜の藤原為隆の朗詠の際、「安哉、帝道之句、此事為眼」（『花園左府記』）と発言しており、この朗詠が、こうした機会に相応しいものであることを確認している。なおこの句は、『朗詠譜本』でも「后産」に属するが、『朗詠九十首

抄」の注記には、

必不限御産、於后宮御方並禁中詠之

とあり、また、句末の「胤子多」は、未だ皇子の数が少ない場合は、「胤子多からん」と、将来を期する形で唱えられる例であった。

五、結 語

以上のように、平安朝を通じて、朗詠の「常用曲」と目されるものは、「嘉辰令月」をはじめとする、わずか五曲に限られる。これらは、主に院政期以後、諸々の宴遊に適する曲として順次採り入れられ、特にその四曲までが、正月の「臨時客」において、恒例の曲として繰り返し用いられた。

この当時には、他にもまたさまざま句が並行して「朗詠」されていたことが知られる。⁽¹⁵⁾しかし、この五曲は他の句とは異なり、当初から他の楽曲に伍して、宴遊の「歌謡」として用いられている。このことは、「朗詠」が既に、詩文吟誦の一手法ではなく、固定章曲を持つ「歌謡」として通用しはじめたことを示唆している。すなわち、これら五曲の登場を契機に、「朗詠」は、「楽曲」としての新たな性格を持つことになったのである。

これ以後、「朗詠」は楽家の専有物となり、更に多くの曲が音楽的に整えられてゆく。しかし、その中心にあったのは、常に「嘉辰」を初めとするこれらの「常用曲」であった。このように、「歌謡」としての「朗詠」を考える場合、その初期に現れた五曲の「朗詠常用曲」の存在は、他の曲を超えて、極めて重要な位置を占めるのである。

注(1) 拙稿「日本朗詠史年表稿 平安朝篇上(七九四)―(一〇五五)」

【東京成徳短期大学紀要】第23号 平2・3参照

(2) 柿村重松氏「倭漢朗詠集考證」(大15)、高野辰之氏「日本歌謡史」(大15)、山田孝雄氏「源氏物語の音楽」(昭9)、川口久雄氏「日本古典文学大系 和漢朗詠集」解説(昭40)等。

(3) 「日本歌謡集成 第三巻」による。

(4) 平安朝では、「極楽尊」1例、「第一第二」2例、「羅綺重衣」3例、「八月九月」1例。「春過夏蘭」「傅氏巖嵐」の朗詠例なし。

(5) 「日本古典文学大系 和漢朗詠集」、『新編国家大観 第二巻 新撰朗詠集』の本文による。番号も同じ。

(6) 「全唐詩」には、中唐盧照鄰の「登封太皞詩」に「万歳千秋楽未央」の句が見える(『新潮日本古典集成』頭注)。

(7) 「群書類従」による。

(8) 「大正新脩大蔵経 第五十二巻 史傳部四」による。

(9) 注(8)に同じ。「和漢朗詠集永濟注」にも所引あり。

(10) 「国史大系」による。

(11) 「天理図書館善本叢書 河海抄 傳兼良筆本」による。

(12) 「朝野群載」所載踏歌にも類似の句(願以佳辰掌樂事)がある。

(13) 「折口信夫全集」第一巻「萬葉集研究 一、萬葉詞章と踏歌章曲」と、「日本文学史ノートII」『踏歌と朗詠』等。

(14) 「日本古典文学大系 大鏡」による。

(15) 注(15)に同じ。同裏書に引く「清慎公記」に記事がある。

(16) 以下、古記録の典拠は次の通り。「増補史料大成」『師記』、「中右記」『権記』、『台記』、『永昌記』、『大日本古記録』、『小右記』、『殿曆』

『御堂閨白記』、『玉葉』は国書刊行会本。

(17) 「朗詠要抄」円珠本・「朗詠九十首抄」二本・「陽明文庫朗詠譜」。

(18) 「徳辰」は「嘉辰」の誤りか。

(19) 但し、唐土には「陽関三疊」(送元二使安西)王維のように、

初句を略して繰り返し唱う例がある(『茗溪漁隱叢話』柳瀬喜代志

氏の御教示による)。

(20) 「日本古典文学大系 枕草子 紫式部日記」による。

(21) 「日本古典文学大系 枕草子 紫式部日記」による。

- (22) 『日本古典文学大系 栄華物語』による。
- (23) 『日本古典文学大系 和漢朗詠集』解説。なお、「嘉辰」の訓詁譜には、「陽明文庫朗詠譜」の「嘉辰ノ令月・歡キハマリナシ・万歳ヲノアキ・樂イマタナカハナラス」(17番)等がある。
- (24) 注(18)に同じ。
- (25) 唯一の例外は、康治元年(一一四二)、清暑堂御神楽撰政拍子合での朗詠であるが、この大嘗祭神楽予行の楽遊では、任意の句が朗詠されたらしく、「新豊酒色」を除く各「常用曲」の例がある。
- (26) 『陽明叢書 古楽古歌謡集』(思文閣出版)による。
- (27) 『嘉辰の句なんど、一句に返に「はや」といゆても、又「や」といふはてゝも……』とある(岩波文庫本『梁塵秘抄』による)。
- (28) 『新典社索引叢刊1 和漢朗詠集漢字総索引』所載影印による。
- (29) 『群書類従』による。
- (30) 図書寮叢刊「御産部類記」に所引。藤原資光の日記。
- (31) 『朗詠要集』(「徳是」のみ)・『朗詠要抄』円珠本・『朗詠九十首抄』二本・『陽明文庫朗詠譜』。
- (32) 柳澤良一氏「『新撰朗詠集』の後代への影響管見」『和漢比較文学叢書4 中古文学と漢文学II』汲古書院 昭62・2
- (33) 五節の殿上淵酔(十一月中の寅・卯の日)は、正月の殿上淵酔(二・三日)と共に、殿上人が朗詠・今様等の雑芸に興ずる習いで、「東岸西岸」を除く各「常用曲」の例がある。後に「嘉辰」「徳是」「新豊」の三曲がそれぞれ専用曲となった(綾小路俊量卿記)。
- (34) 図書寮叢刊「御産部類記」に所引。源有仁の日記。
- (35) 拙稿「日本朗詠史年表稿 平安朝篇下(一〇五六〜一一九二)」『東京成徳短期大学紀要』第24号 平3・3参照

本稿は、平成二年度文部省科学研究費奨励研究(A)「日本朗詠史研究(その定着と発展)」の成果の一部である。

(東京成徳短期大学専任講師)